

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申し込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	手数料 採用された求職者の報酬（内定書、雇用契約書、労働条件通知書等に記載されている基本給（年額）、手当（年額）、賞与、株式等による報酬など）の合計額、または1億5,000万円のいずれか高い方を上限とする。ただし、求人者との取り決めによる。 活動経費 手数料の10%相当額。ただし、求人者との取り決めによる。 手数料負担者は 求人者 とする。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	手数料 採用された求職者の報酬（内定書、雇用契約書、労働条件通知書等に記載されている基本給（年額）、手当（年額）、賞与、株式等による報酬など）の合計額、または1億5,000万円のいずれか高い方を上限とする。ただし、求人者との取り決めによる。 活動経費 手数料の10%相当額。ただし、求人者との取り決めによる。 手数料負担者は 求人者 とする。

上記手数料には、消費税及び地方消費税が含まれておりません。

許可番号

13－ユ－3000605

事業所の名称及び所在地

日本スペンサースチュアート株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

パレスビル